

# 商工べつ

今月のまろフォト：紅葉

## 第二五二回臨時議員総会開催



臨時議員総会の様子

三役から渡辺市長へ要望書を手渡ししております。

▼士別市への要望内容は次の通りです。  
令和六年度士別市施策に係る要望

### I 地域経済の活性化

〔建設部会・追加継続〕  
（一）地域循環型住宅リフォーム促進助成事業及び住宅新築促進助成事業について（ラブ士別・バイ士別運動）

〔建設部会・追加継続〕  
（二）ポイントカード事業の行政連携について

〔商業部会・継続〕  
（三）商店街等活性化を目的とした支援について

〔商業部会・新規〕  
（一）空き店舗等調査の実施

〔建設部会・追加継続〕  
（二）士別市が行う支援策や助成金制度等のPR強化

〔建設部会・追加継続〕  
（三）創業者等への支援の強化

〔建設部会・追加継続〕  
（四）観光事業の取組強化並びに支援について

〔観光サービス部会・新規〕  
（一）観光客誘致に向けた情報発信の支援

〔建設部会・追加継続〕  
（二）閑散期における需要喚起の促進

〔建設部会・追加継続〕  
（三）地域の資源を活用した施設の整備・造成及び魅力ある新たな体験型観光等の創設

〔建設部会・追加継続〕  
（五）地域内における消費喚起対策について

〔全部会・新規〕  
（一）利用業者を市内事業者に限定した「プレミアム付き商品券発行事業」の実施

〔全部会・新規〕  
（二）市内ホテル・旅館等

の宿泊者に対するクーポン券などの発行事業の実施。

### II 経営安定化に向けた支援策の強化・拡充

〔建設部会・追加継続〕  
（二）公共事業の早期発注・平準化並びに発注価格の適正化について

〔建設部会・追加継続〕  
（一）公共事業の早期発注（四月～六月）並びに平準化（ゼロ国債・ゼロ市債）

〔建設部会・追加継続〕  
（二）原材料費や労務費等の実勢価格による発注

〔建設部会・追加継続〕  
（三）工事請負契約書における請負代金額の変更（スライド条項）について、段階的な本市独自の基準、条項の創設

〔建設部会・追加継続〕  
（二）人材確保にかかる助成制度について

〔建設部会・追加継続〕  
（三）公共事業の地元企業への優先発注及び製品（資材）等の利用促進について

〔全部会・追加継続〕  
（一）公共事業予算の安定確保

〔全部会・追加継続〕  
（二）地元製品の積極的な購入

〔全部会・追加継続〕  
（三）地元企業の技術・技能・製品等の積極的な活用

〔全部会・追加継続〕  
（四）地元企業の受注機会確保を目的とした分離発注

〔全部会・追加継続〕  
（四）原材料及びエネルギー価格高騰に対する支援について

〔全部会・新規〕  
（一）原材料、エネルギー価格の高騰に対する支援・対策について、国や北海道へ働きかけること

〔全部会・新規〕  
（五）インボイス制度に係る支援について

〔全部会・新規〕  
（六）時間外労働における上限規制適用開始について

〔建設部会・工業運輸部会・新規〕  
（一）公共事業の適正な工期設定・施工時期の平準化

〔建設部会・追加継続〕  
（二）行政が発注する業務の価格転嫁等の適正化

〔建設部会・追加継続〕  
（三）働き方改革を進めようとして、当商工会議所と連携した相談・指導の支援

## お買い物物は地元で

### 会員企業に学ぶ 地元企業視察 研修会を開催

士別商工会議所では、会員企業から学ぶ事が大切と考えており、毎年、役員と議員を対象に会員企業・施設等の視察研修会を計画して実施をしています。

今年度は、去る九月二七日に、自動車等寒冷地試験研究により、地域経済の活性化並びにまちづくりに多大な貢献をされており、トヨタ自動車（株）士別試験場（温根別）にて開催しました。

町」の視察研修会を開催いたしました。

研修会では、自動車等寒冷地試験研究に対しての理念・士別試験場の概要並びに役割等について詳しく説明を受けました。

又、当日は天候にも恵まれて、全長十キロ・直線四キロ・バンクの傾斜最大四十五度・北米やヨーロッパなど各地の路面が再現された高速周回路を実際にバスに乗車して走行しながら、時速二百キロで走行するデモ車を目のあたりにして、大変貴重な体験をさせて頂きました。

益改善が進まず資金繰りが厳しいことに伴い、新型コロナウイルス感染症で融資を既を受けた事業者の返済が本格化となる時期でもあり、資金繰りに苦しむ事業者への適切かつ迅速な資金繰り支援更には債務に苦しむ事業者への地域企業のニーズに対応し、事業承継などの取組の支援。

▼事業者の業況を把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じて、事業者に寄り添った迅速かつきめ細やかで柔軟な資金繰り支援。又、既往債務の条件変更や借換え等についても継続して、事業者の実情に応じた対応に努めて頂きたい。加えて、返済負担が加重にな

した。

参加者全員が、自動車業界発展のために大きな役割を担う研究施設に感銘を受けてこの日の視察研修会を終えました。



議員視察研修会

### 市内金融機関へ要請 最大限柔軟な資金融資を

十月三十一日、市内金融機関三行に対し、新型コロナウイルス感染症の長期化や急速な円安の進行に加え、足下ではウクライナ情勢、原材料・エネルギー価格等の高騰により全ての業種において極めて厳しい経済状況に晒されていることから、地元中小・小規模事業者への最大限柔軟な資金融資支援について北村会頭から要請書を手渡ししました。

要請内容は次の通りです。

▼原材料やエネルギー価格等の高騰により、収

要請内容は次の通りです。

▼原材料やエネルギー価格等の高騰により、収



北村会頭から要望書を手渡す

**厚労省が「年収の壁」支援強化パッケージを公表**

支援は年金制度の改正が予定される令和七年度までの措置として、令和五年十月から実施していく。このほか収入要件がある配偶者手当を規定している企業に見直しを促すよう周知を強化する方針も示した。

「106万円の壁」

企業への支援として「キャリアアップ助成金」「社会保険適用時処遇改善コース」を新設。(令和五年十月二十日から手続き開始) 被用者保険の適用による手取り収入の逆転が生じないよう労働者の収入を増加させた企業に対し、労働者一人当たり最大50万円の助成を行う。

※表の助成額は中小企業の場合、大企業の場合は四分の三の額。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	-	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上追加支給(社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上追加支給(社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組を行う	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上増額	3年目 10万円

けた後、二年目に(二)の取組による助成(30万円)を受けられることが可能。対象は令和五年十月以降に社会保険の資格を新たに取得した労働者とする。同じく新設される「社会保険適用促進手当」は給与や賞与とは別に支給し、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないものとする。対象は令和五年十月以降に新たに社会保険の適用となった労働者で標準報酬月額が十萬四千円以下の者とする。期間は社会保険適用促進手当による保険料負担軽減の最初の対象月から二年が期間の上限となる。

▼「130万円の壁」の対応  
本人を扶養する配偶者被保険者の扶養者認定にあたり、一時的に年収が130万円以上となる場合には人手不足による残業の発生などにより一時的な収入変動である旨を事業者が証明する書類を添付することで迅速な認定を可能とする。(令和五年十月二十日以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認にて適用)

※あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続二回までを上限とする。

▼配偶者手当への対応  
収入要件がある企業の配偶者手当については企業等が見直しの必要性・メリツト・手順等の理解を深めることが必要。

このため、令和六年春の賃金の見直しに向けて見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表する。(令和五年十月二十日公開)

ラブ士別・バイ士別運動

「お買い物は地元で」

**士別市新年交礼会のご案内**

令和6年の輝かしき年のはじめに「士別市新年交礼会」を下記のとおり開催いたします。会員の皆様、多数のご参加をお待ちしております。

【日時】 令和6年1月5日(金) 午後6時～  
【場所】 士別グランドホテル(東3条6丁目)  
【会券代】 3,000円  
【会券販売場所】 士別商工会議所外  
【販売期間】 令和5年11月22日(水)～12月20日(水)  
※参加者名簿は作成致しませんので、予めご了承願います。

**新規会員のご紹介**

ご入会ありがとうございました。(敬称略)

事業所名	日本生命相互会社 士別営業部	おかむら社会保険労務士事務所
代表者名	齋藤 友美	岡村 一樹
住所	大通東6丁目	東2条12丁目
部会	理財サービス部会	理財サービス部会

業況天気図	8月期	令和5年9月期～ 11月期見通し
建設業	☔	☔
製造業	☔	☁
小売業	☔	☔
大型店	☔	☔
サービス業	☁	☁
金融業	☀	☁

☀ 好転 ☁ 不変 ☔ 悪化

**業界における景気動向調査**  
(令和五年八月期)

当商工会議所が会員企業への経営指導に活用する為、各六業種に分類し、毎月、調査を行なっています。調査項目につきましては六項目となり、それぞれ前年同月比及び向こう三ヵ月間の見通しの調査を実施しております。左図につきましては、業況の状況について掲載しております。

**小規模企業共済 経営セーフティ共済 オンライン手続き開始**

中小機構では両制度の業務・システムの見直しを行い、パソコンやスマートフォンから一部の手続きが、オンラインで行えるようになりました。全面的なサービスの提供は令和七年内の開始を予定しておりますが、それに先立ち令和五年九月から、特に要望の多い手続きについて「オンライン手続きポータル」からオンライン手続きが可能となっておりますので、是非ご利用ください。

▼【小規模企業共済制度】  
オンライン手続きでは全ての手続きでマイナンバーカードによる本人認証を行います。ご利用にあたっては事前に契約者様ご本人のマイナンバーカードの取得が必要となりますのでご注意ください。令和五年九月よりオンライン手続きを開始する予定です。

▼【経営セーフティ共済】  
オンライン受付では全ての手続きでデジタル庁が運営する共通認証システムBizID(GビズID)プライムのアカウントが必要となります。ご利用にあたっては事前にBizIDプライムの取得が必要となりますので、ご注意ください。令和五年九月よりオンライン手続きを開始する予定です。

**今月のつづやき**

穴井

皆さん、こんにちは！お忙しい中つづやきに目を通していただきありがとうございます！  
最近ではだんだん冬に近づいてきていますね、また雪がたくさん積ると考えると憂鬱です(笑)  
皆さんは北海道の短い秋はどのように過ごされましたか？私は秋鮭を大量に頂いたの、ちゃんちゃん焼きや、粕漬、醤油漬けなど消費に頑張っていました！まだまだ余っているのだからお鍋にして食べたいと思っています。鮭の力も借りて、冬に臨みたいと思います！！

**金融相談会を開催します！**

新型コロナウイルスの影響による資金繰り相談、事業資金、事業承継に係る資金等の借入をご希望される方は、ぜひ相談会をご活用下さい。

日時 令和5年12月8日(金) 午前11時～午後3時  
場所 士別商工会館2階西側会議室

申込み ①相談をご希望の方は、当所へ電話又は窓口でお申込み下さい。  
②相談の際は、決算書(直近の二期分)をご用意下さい。  
③設備資金を希望の方は、見積書の用意をお願いします。  
④直近の試算表と、法人の方は履歴事項全部証明書又は登記簿謄本をご用意下さい。

※相談日3日前までに当所(23-2144)までご連絡ください。

check! / **オスメ! マル経融資** 小規模事業者の方の経営をバックアップする為無担保・無保証人で当所の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

無担保・無保証人で <b>最大2,000万円</b> の借入	低利・固定金利で利用しやすい! <b>1.2%</b> 10月2日現在	返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
--------------------------------------	----------------------------------------	---------------------------------

料をアップロード頂きます。

◆掛金の掛止め届出  
掛金の掛け止めは掛金総額が掛金月額の四十倍に達しているときのみ可能です。

◆掛金納付の再開届出  
掛金の前納

◆小規模企業共済・経営セーフティ共済(共通)両共済の「オンライン手続きポータル」へのリンク及び詳しい手順については中小機構ホームページに記載がありますのでご確認ください。

※オンラインでの手続き開始後も、これまで同様紙での申込や各種手続きも当面の間は可能ですので、是非ご利用ください。

◆掛金月額の変更  
掛金の減額を届け出る場合、減額理由の証明資料をアップロード頂きます。

◆掛金の掛止め届出  
掛金の掛け止めは掛金総額が掛金月額の四十倍に達しているときのみ可能です。

◆掛金納付の再開届出  
掛金の前納

◆小規模企業共済・経営セーフティ共済(共通)両共済の「オンライン手続きポータル」へのリンク及び詳しい手順については中小機構ホームページに記載がありますのでご確認ください。

※オンラインでの手続き開始後も、これまで同様紙での申込や各種手続きも当面の間は可能ですので、是非ご利用ください。

▼インボイス制度について  
令和五年十月一日より令和十一年九月三十日までの日の属する課税期間内に登録申請した場合は、登録希望の日を提出日から十五日以後の登録を受ける日として希望することが出来ます。お気軽に当所までご相談ください。

所得税の申告はe-Taxをご利用下さい

▼スマホとマイナンバーカードでe-Tax!  
①国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出できます。  
②マイナンバー連携を利用すると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書の該当項目へ自動で入力することが出来ます。※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

ご冥福をお祈り申し上げます

永年に亘り、当商工会議所にご指導、ご尽力を頂きました。ここに謹んでお悔やみを申し上げます、心からご冥福をお祈り申し上げます。

林 利彦 様  
当所元議員  
九月六日逝去

上家 邦夫 様  
当所元議員  
九月十四日逝去

大野 ユキ 様  
当所常議員大野裕一郎様のご母堂様  
九月二十三日逝去

村上 一敏 様  
当所議員村上雅敏様の  
ご尊父様  
十月二十一日逝去

橋爪 建行 様  
橋爪食品 代表取締役  
十月三十一日逝去